人事委員会年報

平成22年度

兵庫県人事委員会

目 次

1	組 織 及 び 連 宮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1 人事委員会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
	(1) 人事委員会の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2) 人事委員会の権限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(3) 人事委員会の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(4) 人事委員会の運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(5) 規則、告示等の制定、改廃の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(6)条例・規則の制定に伴う意見等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	2 事務局	11
	(1)組 織	11
	(2) 職員の定員・現員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(3)分 掌 事 務	12
Π	事 業 の 概 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	1 職員の任用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(1)任用制度の概説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(2)職員の採用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(3)職員の昇任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(4) 広報等の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	2 職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(1)職員の給与実態調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(2) 民間の給与実態調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(4) 勧告の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	※ 平成 22 年給与勧告等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	3 職員の利益保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	(1)勤務条件に関する措置要求 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	(2) 不利益処分に関する不服申立て ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	(3)分限処分及び懲戒処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	4 職 員 団 体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	(1)職員団体の登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	(2) 管理職員等の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	5 労働基準監督機関の職権行使 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	(2) 労働基準法等に基づく職権行使 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38

I組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第7条第1項の規程により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例(昭和26年条例第23号)により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである。(法第8条第1項)

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申 し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ケ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前の各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され(法第9条の2第1項)、委員は議会の同意を得て知事が 選任する(法第9条の2第2項)。

委員の任期は4年(法第9条の2第10項)で、現在の委員は下表のとおりである。

職名	氏 名	常勤・非常勤の別	任 期	摘要
委員長	中瀬憲一	常勤	22. 7. $1 \sim 26$. 6. 30	
委 員	上杉雅彦	非 常 勤	19. 10. 12 \sim 23. 10. 11	
委 員	竹 本 昌 弘	非 常 勤	21. 10. 13 \sim 25. 10. 12	

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する(法第10条)。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する(法第11条)。

人事委員会の平成22年度の会議開催回数は25回で、付議した議案等の件数は、議案97件、協議事項 8件、報告事項54件、計159件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議案等	\neg		
1367	22. 4. 12	〔議 案〕			
		1 専決処分をしたものにつき承認を求める件			
		採用選考の件			
		2 専決処分をしたものにつき承認を求める件			
		職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件			
		3 専決処分をしたものにつき承認を求める件			
		職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件			
		〔報告事項〕			
		1 採用試験説明会の実施状況について			
		2 人事委員会議事録等のホームページでの公開について			
		3 任命権者が行った処分について			
1368	22. 4. 20	〔議 案〕			
		1 平成22年度兵庫県職員採用試験等実施日決定の件			
		2 採用選考の件			
		3 平成22年職員給与実態調査実施要綱決定の件			
		4 平成22年職種別民間給与実態調査要綱決定の件			
		[報告事項]			
		1 平成21年度兵庫県職員採用試験等の実施結果について			
		2 平成21年度第3回兵庫県警察官採用選考試験の結果について			
1369	22. 5. 17	[議案]			
		1 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件			
		2 平成22年度兵庫県職員上級採用試験実施要綱決定の件 〔報告事項〕			
		〔報音争頃〕 1 平成22年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験の実施について			
			(
		2 大学説明会等(上期)の実施予定について			
		3 任命権者が行った処分について 4 行政委員会委員に対する日類和副の支給に関する仕民訴訟の判決についる	_		
1370	22. 5. 31	4 行政委員会委員に対する月額報酬の支給に関する住民訴訟の判決について 「議案」			
1370	22. 0. 01	「職 系」 1 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件			
		「報告事項」			
		1 任命権者の行った処分について			
1371	22. 6. 8				
		1 専決処分をしたものにつき承認を求める件			
		職員に関する条例の制定に伴う意見の件			
		職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関す	る		
		条例の一部を改正する条例			
		〔報告事項〕			
		1 大学等における試験説明会(上期)の実施結果について			

回数	開催年月日	議	
1372	22. 6. 22	〔議案〕	
		1 委員長選挙の件	
		2 委員長職務代理者指定の件	
		3 平成22年度兵庫県職員中級・初級採用試験実施要綱決定	どの件
		4 機関員及び工技員の行政職への職種転換に係る選考試験実	
		5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び職員の子育で	支援に関する規則
		の一部を改正する規則制定の件	
		6 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び職員の子司 実施規程の一部を改正する規程制定の件	育て支援に関する
		「報告事項」	
		1 平成22年度兵庫県職員上級採用試験の申込状況について	<u>.</u>
1373	22. 7. 12	〔議 案〕	
		1 平成22年度兵庫県職員上級採用試験第1次試験合格者決	た定の件
		2 専決処分をしたものにつき承認を求める件	
		昇任選考の件	
		[報告事項]	
107.1	00 7 00	1 任命権者が行った処分について	
1374	22. 7. 28	「議案」 またがないない ままのにのも承認されない。	
		1 専決処分をしたものにつき承認を求める件 採用選考の件	
		2 採用選考の件	
		3 平成22年度第1回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定	きの件
		[報告事項]	-*>
		1 平成22年度兵庫県職員上級採用第2次試験の受験状況に	こついて
		2 任命権者の行った処分について	
1375	22. 8. 6	〔議 案〕	
		1 採用選考の件	
		2 一般職の任期付職員の採用承認の件	
		3 児童自立支援専門員の採用選考試験実施要綱決定の件	
		4 研究員(古爬虫両生類学)の採用選考試験実施要綱決定の	, ,
		5 技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験実施要	戸綱決定の件
		6 選考によって採用することができる職の指定の件	
		〔報告事項〕	.,,,,
		1 平成21年度職員勤務実態調査(実地調査)結果概要につ	
		2 平成22年度兵庫県職員中級・初級ガイダンスの開催結果 3 平成22年度第1回兵庫県警察官採用選考試験の実施結果	
1376	22. 8. 31	3 平成22年及第1回共庫県普祭目休用選与訊號の美施結果 「議 案」	こVC · JV · C
1910	22. 0. 31	「職 条」 1 平成22年度兵庫県職員上級採用試験最終合格者決定の件	<u>.</u>
		2 平成22年度第1回兵庫県職員採用選考試験第1次試験合	
		3 平成22年度第1回兵庫県職員採用選考試験(海技職)台	
		4 児童自立支援専門員の採用選考試験合格者決定の件	
		5 研究員(古爬虫両生類学)の採用選考試験合格者決定の係	2
		6 機関員及び工技員の行政職への職種転換に係る選考試験合	格者決定の件
		7 採用選考の件	
		8 昇任選考の件	

回数	開催年月日	議	案	等
		〔報告事項〕		
		1 平成22年度兵庫県	職員中級・初級採用試験	倹の申込状況について
			采用候補者選考試験の実	施結果等について
		3 平成22年人事院勧		
		4 任命権者の行った処	分について	
1377	22. 9. 13	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求め		
			につき承認を求める件	
		採用選考の件		
		〔協議事項〕 1 大矢のし東系号会知	生、却生の時払いにの	\
			告・報告の取扱いについ 2号事案の件について	
		[報告事項]	2万事余の中に が、	
		*** * * * * * *	職員中級・初級採用試験	命の申込状況について
				式験の申込状況について
			る職員団体からの要望に	
1378	22. 9. 27	〔議 案〕		
		1 前回議事録の承認を	求める件	
		2 平成22年度第1回	兵庫県職員採用選考試験	 最終合格者決定の件
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	障害のある人を対象と	する兵庫県職員採用選考試験実
		施要綱決定の件		
		4 条件附採用の期間の	延長協議の件	
		5 採用選考の件		
		6 昇任選考の件 〔協議事項〕		
		1 本年の給与勧告等に	関する課題について	
		〔報告事項〕	R) SIME OF C	
		****	職員中級・初級採用試!	験第1次試験の受験状況につい
		T 777		
		2 平成22年度職員給	与実態調査及び職種別題	民間給与実態調査等について
		3 平成22年度第3回	警察官採用選考試験の技	采用予定者数の変更について
1379	22. 10. 13	〔議 案〕		
		1 前回議事録の承認を	, ,	
			につき承認を求める件	
		昇任選考の件		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		6第1次試験合格者決定の件 5選考試験実施要綱決定の件
		4 試験研究技術員の行 〔協議事項〕	以机、八小郎性形形(二)六) 进与武勋关旭安刚伏足(7)件
			与等に関する報告及び	対告の件
		[報告事項]		³⁴ ⊢ · × 11
		*** * * * * *	職員ガイダンスの開催に	こついて
		2 任命権者の行った処		
		3 人事委員会勧告に係	る職員団体からの要望に	こついて
1380	22. 10. 15	〔議 案〕		
		1 平成22年職員の給	与等に関する報告及び	動告の件

回数	開催年月日		議	案	等
1381	22. 10. 20	〔議 案			
		1 議事	録の承認を求める作	‡	
		2 昇任	選考の件		
		3 平成	22年度職員勤務第	尾態調査に係る基本	方針決定の件
		〔報告事項			
			22年人事委員会額	助告(都道府県)の状	況等について
1382	22. 11. 11	〔議案			
			録の承認を求める作	F	
		. ,	申立ての裁決の件	* 7 37 * 1.07 9 M	
		•	処分をしたものにつ	, , ,	
		城 (牛	貝の紹子寺に関する	2条例寺の一部を改	で正する条例の制定に伴う意見の
			9.9 年度日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	3.由级。知级校田割	験最終合格者決定の件
		. , , -		, , , ,	種転換に係る選考試験第1次試
		. , , -	22十度役能力場場 格者決定の件	状がら 口吹帆 ベン桐	们里知识证所必然为时以时
		〔報告事項]		
		1 平成	22年度身体に障害	害のある人を対象と	さする兵庫県職員採用選考試験の
		申込:	伏況について		
		2 平成	22年度兵庫県職員	員ガイダンスの開催	結果について
			県職員[看護師等]	採用候補者選考討	験(2次募集)の実施結果等につ
		いて			
		. ,	申立て審理期日の発	, .	
1000	00 11 04		権者が行った処分に	こついて	
1383	22. 11. 24	〔議 案 1 議事	」 録の承認を求める作	 -	
				•	試験実施要綱決定の件
				,	条例第3条の規程に基づく人事委
			の業務の状況の報告		
		〔報告事項			
		1 大学	等における採用試験	検説明会(下期)の実	施予定等について
		2 任命	権者が行った処分に	こついて	
1384	22. 12. 2	〔議 案]		
		1 議事	録の承認を求める作	‡	
				害のある人を対象と	さする兵庫県職員選考試験合格者
		決定	, ,	and the second second	
		• • • •	,	職から行政職への職	報種転換に係る選考試験最終合格
			定の件		
			選考の件 の公長祭に関ナスタ	スタング カー・カナットエ	・十スタ例の制字に似る辛目の併
		5 職員 〔協議事項		ドグラサン一部を以上	ごする条例の制定に伴う意見の件
			, の給与に関する規則	川等の一部を改正す	- -る規則制定の件
1385	22. 12. 22	〔議 案			
		717	・ 録の承認を求める作	‡	
		2 専決	処分をしたものにつ	つき承認を求める件	<u>:</u>
		職	員の給与に関する麸	見則等の一部を改正	では規則制定の件
		3 試験	研究技術員の行政職	哉への職種転換に係	る選考試験合格者決定の件

回数	開催年月日	議 案 等
		4 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件
		〔協議事項〕
		1 平成21年(不)第3号事案の件について
		〔報告事項〕
		1 平成22年度職員上級(経験者)採用試験の申込状況について
1000	00 1 10	2 平成22年度第2回兵庫県警察官採用選考試験実施結果等について
1386	23. 1. 19	
		1 議事録の承認を求める件 2 平成22年度兵庫県職員上級(経験者)採用試験第1次試験合格者決定の
		2 干成22 干皮共產系職員工版(経験有)採用码额第1 次码额互俗有次定约 件
		3 平成22年度第2回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件
		[報告事項]
		1 任命権者が行った処分について
1387	23. 1. 27	〔議 案〕
		1 議事録の承認を求める件
		2 不服申立ての裁決の件
		〔報告事項〕
		1 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用(しごと支援プログラム)に
1000		ついて
1388	23. 2. 9	〔議 案〕 1 業事得の承認なおめては
		1 議事録の承認を求める件 2 平成22年度兵庫県職員上級(経験者)採用試験最終合格者決定の件
		2 干成22干度共產系職員工級(経験有)採用試験取終口俗有沃定の円 〔報告事項〕
		1 平成23年度看護師採用選考試験の見直しについて
		2 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用(しごと支援プログラム)の
		申込状況について
		3 任命権者が行った処分について
1389	23. 2. 17	〔議 案〕
		1 議事録の承認を求める件
		2 平成22年度第2回兵庫県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件
		3 採用選考の件
		4 昇任選考の件
		5 職員に関する条例の制定に伴う意見の件
		(1) 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給
		与等に関する条例の一部を改正する条例(特別職に係る部分を除く。)
		(2) 職員等の旅費に関する条例及び特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(特別職に係る部分を除く。)
		質に関りる米例の一部を以正りる米例(特別概に係る部分を除く。) [協議事項]
		1 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う
		意見の件
		2 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に伴う
		協議の件
		〔報告事項〕
		1 平成23年度兵庫県警察官採用選考試験について
		2 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用(しごと支援プログラム)の
		申込状況について

回数	開催年月日		議	案	等
1390	23. 3. 8	〔議	案〕		
		1	議事録の承認を求める件		
		2	専決処分をしたものにつき	を承認を求める件	
			警察職員の特殊勤務手	当に関する条例の	一部を改正する条例の制定に伴
			う意見の件		
		3	専決処分をしたものにつき	を承認を求める件	
			警察職員の特殊勤務手当	当に関する規則の	一部を改正する規則の制定に伴
			う協議の件		
		4	平成22年度第2回兵庫県	具職員採用選考試!	験最終合格者決定の件
		5	職員の給与に関する規則等	等の一部を改正す.	る規則制定の件
		〔報4	告事項]		
		1	平成23年度兵庫県職員技	採用試験の実施日	程について
		2	新卒者等に対する就労支持	爰のための臨時採	用(しごと支援プラグラム)第
			1次試験の合格者の状況等	•	
		3	任命権者が行った処分につ	ついて	
1391	23. 3. 24	〔議	案〕		
		1	議事録承認の件		
		2	専決をしたものにつき承認	忍を求める件	
			採用選考の件		
		3	採用選考の件		
		4	昇任選考の件		
		5	任期付職員の採用承認の作	•	
		6			校県費負担教職員の旅費に関す
			る規則の一部を改正する規		
		7		職員の日額旅費に	関する規程を廃止する訓令制定
				- BB) w [BB] a	
		8		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	部を改正する規則制定の件
		9		,	の一部を改正する規程制定の件
		10		手当等に関する 規	則の一部を改正する規則の制定
			に伴う協議の件		
		11	事務局職員の任免の件		
			義事項〕	-40	
		1	人事委員会開催日程決定力 + 東西)	7年1に~21、(
			告事項〕 - 嗷号四件からの悪想にの	\ <i>-</i>	
		$\frac{1}{2}$	職員団体からの要望につい		・田() ブレ士怪プニガニュヽ 目
		2		友のための場所採	用(しごと支援プラグラム)最
		9	終合格者数等について	コンプ	
		3	任命権者が行った処分につ	JV 1 C	

(5) 規則、告示等の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成22年度中に制定し、又は改廃した規則、告示及び訓令は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成22年)			
第4号	22. 4. 1	職員の給与に関する規則等の一部	行政組織規則の一部改正等に伴い、所
		を改正する規則	要の整備をしたもの
第5号	22. 6. 1	職員の給与に関する規則の一部を	超勤代休時間の新設に伴い、勤勉手当
		改正する規則	の期間率について、所要の整備をした
			もの
第6号	22. 6. 23	職員の勤務時間、休暇等に関する規	職員の勤務時間、休暇等に関する条例
		則及び職員の子育て支援に関する	及び職員の子育て支援に関する条例の
		規則の一部を改正する規則	一部改正等に伴い、所要の整備をした
			もの
第7号	22. 12. 6	職員の給与に関する規則等の一部	職員の給与等に関する条例等の一部を
		を改正する規則	改正する条例の制定に伴い、所要の整
			備をしたもの
第8号	22. 12. 28	公立学校教育職員等の給与に関す	職員の給与等に関する条例等の一部を
		る規則の一部を改正する規則	改正する条例の制定等に伴い、所要の
			整備をしたもの
(平成23年)			
第1号	23. 3. 25	職員の給与に関する規則等の一部	職員の給与等に関する条例等の一部を
		を改正する規則	改正する条例の制定に伴い、所要の整
Mr o H	00 0 05		備をしたもの
第2号	23. 3. 25	職員の勤務時間、休暇等に関する規	災害発生時の特別休暇について、取得
		則の一部を改正する規則	対象となる事由を拡大するため、所要
## O I	00 0 00		の整備をしたもの
第3号	23. 3. 29	職員等の旅費に関する規則及び市	職員の旅費に関する条例の一部を改正
		町村立学校県費負担教職員の旅費	する条例の制定に伴い、所要の整備を
		に関する規則の一部を改正する規	したもの
		則	

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
(平成22年) 第2号	22. 4. 1	職員の給与に関する実施規程の一 部を改正する規程	行政組織規則の一部改正等に伴い、所 要の整備をしたもの
第3号	22. 6. 23	職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程	職員の勤務時間、休暇等に関する規則 及び職員の子育て支援に関する規則の 一部改正等に伴い、所要の整備をした もの
(平成23年) 第1号	23. 3. 25	職員の勤務時間、休暇等に関する実 施規程の一部を改正する規程	職員の勤務時間、休暇等に関する規則 の一部改正に伴い、所要の整備をした もの

ウ 訓 令

訓令番号	公布年月日	訓令名	概 要
(平成23年) 第1号	23. 3. 29	兵庫県人事委員会事務局職員の日 額旅費に関する規程を廃止する訓 令	職員等の旅費に関する条例の一部改正 に伴い、所要の整備をしたもの

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、 県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、平成22年度中に、条例案について意見を求められたものに対し、いずれも、異議のない旨の意見を提出した。

意見提出 年 月 日	議案番号	件名
22. 6. 3	第57号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例 の一部を改正する条例
22. 10. 25	第87号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(特別職に係る部分を除く。)
22. 12. 2	第106号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(特別職、企業職員、 病院事業職員及び単純労務職員に係る部分を除く。)
23. 2. 17	第 26号議案	特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与 等に関する条例の一部を改正する条例(特別職に係る部分を除く。)
	第 27号議案	職員等の旅費に関する条例及び特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(特別職に係る部分を除く。)
23. 2. 18	第131号議案	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

イ 規則等制定に伴う協議

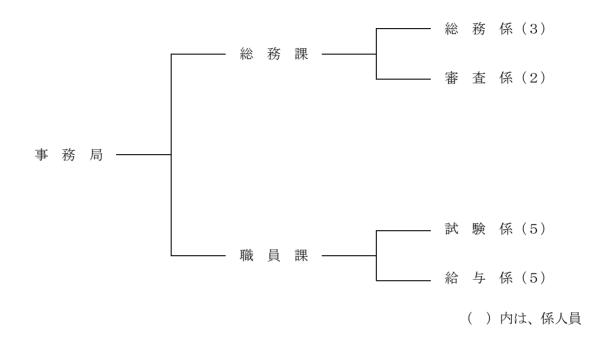
条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、平成22年度中に、次のとおり協議を受け、いずれも同意する旨回答した。

回答年月日				件名	協	議	者
2	23.	2.	28	警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	公安	委員:	乃
2	23.	3.	24	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育	委員	会

2 事 務 局

(1) 組 織 (平成23年4月1日現在)

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く(法第12条)。 事務局の組織は、2課4係で、次のとおりである。



(2) 職員の定員・現員(平成23年4月1日現在)

職員の条例定数は23人であり、現員は19人である。

事務局長	事務職員	合 計
1 人	18人	19人

(3) 分掌事務

(総務課) 人事委員会の会議の運営、職員からの不服申立て・措置要求の審査、事務局の人事・予算 などの事務を行っている。

(平成23年4月1日現在)

課名	係		名		分 掌 事 務
総務課	総	務	係	1	人事委員会の会議に関すること。
				2	事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関するこ
				٤	
				3	事務局職員の研修、福利厚生及び表彰に関すること。
				4	事務局職員の安全及び健康に関すること。
				5	公印の管守に関すること。
				6	文書の収受、発送、編集及び保存に関すること。
				7	予算、決算及び会計に関すること。
				8	物品の管理に関すること。
				9	広報に関すること。
				10	他の課及び係の所掌に属しないこと。
	審	查	係	1	勤務条件に関する措置の要求に関すること。
				2	不利益処分についての不服申立てに関すること。
				3	職員の苦情の処理に関すること。
				4	学校医等の公務災害補償に関する審査の請求に関すること。
				5	職員団体等に関すること。
				6	労働基準監督機関の職権行使に関すること。
				7	分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果に関すること。
				8	職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手
				=	áに関する条例第13条の7の規定による事務に関すること。

(職員課) 職員の採用試験、職員の給与等に関する勧告を実施するなどの事務を行っている。

(平成23年4月1日現在)

課名	係	名		分	÷	事	務
職員課	試 験	係	1	職員の採用試験・選考に関	すること。		
			2	職員の昇任選考等に関する	こと。		
	給 与	係	1	給与、勤務時間その他の勤	務条件に関	すること。	
			2	給与等に関する報告及び勧	告に関する	こと。	
			3	旅費の制度に関すること。			
			4	服務の基準に関すること。			
			5	厚生福利制度に関すること	0		

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の種類

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる。

イ 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

ウ 任用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用及び昇任は、競争試験により、不特定多数の者の中から選抜することが原則であるが、人事委員会が定める職について、人事委員会の承認があった場合には、選 考によることができる。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

本県では、競争試験を上級職、中級職及び初級職に区分して実施しており、平成22年度の受験者数は、計2,140人(上級職1,406人、中級職61人、初級職299人、上級職(経験者)374人)となっている。

(ア) 平成22年度の各競争試験の特徴と傾向

a 上級採用試験

全体では、受験者数1,406人に対し、最終合格者数は141人で、競争率は前年度を1.6ポイント上回る10.0倍となった。

このうち、一般事務職では635人が受験し、最終合格者数は37人で、競争率は前年度を4.8ポイント上回る17.2倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の49.0%を4.3ポイント下回り、44.7%となった。

b 中級採用試験

全体では、受験者数61人に対し、最終合格者数は14人で、競争率は前年度を1.2ポイント下回る4.4倍となった。

c 初級採用試験

全体では、受験者数299人に対し、最終合格者数は40人で、競争率は前年度を0.3ポイント下回る7.5倍となった。

このうち、一般事務職では98人が受験し、最終合格者数は11人で、競争率は前年度に比べ6.5ポイント減の8.9倍となった。

d 経験者採用試験(上級)

全体では、受験者数374人に対し、最終合格者数は8人で、競争率は前年度を10.2ポイント上回る46.8倍となった。

このうち、一般事務職では334人が受験し、最終合格者数は5人で、競争率は前年度に比べ、14.6 ポイント増の66.8倍となった。

(イ) 平成22年度の各競争試験の日程

区 分	受付期間	第1次 試験日	第 1 次 試 験 地	第 2 次 試 験 日	第 2 次 試 験 地	最終合格 発表日
上級採用試験	〈インターネット〉 22.5.26~22.6.4 〈郵送〉 22.5.26~22.6.9 〈持参〉 22.5.26~22.6.11	22. 6. 27	神戸市	22.7.20 ~22.8.20 のうち指定 する2日	神戸市	22. 9. 2
中級採用試験初級採用試験	〈インターネット〉 22. 8. 13 ~22. 8. 25 〈郵送〉 22. 8. 13 ~22. 9. 3 〈持参〉 22. 8. 13 ~22. 9. 8	22. 9. 26	神戸市姫路市豊岡市	22. 10. 25 ~22. 10. 29 のうち指定 する 1 日	神戸市	22. 11. 12
経験者採用試験 (上級)	〈インターネット〉 22. 12. 3 ~22. 12. 17 〈郵送〉 22. 12. 3 ~22. 12. 21 〈持参〉 22. 12. 3 ~22. 12. 24	23. 1. 9	神戸市東京都	23. 1.29 ~23. 1.30 のうち指定 する1日	神戸市	23. 2.10

(ウ) 平成22年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上級採用試験	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳~30歳 (平成23年4月1日現在) ただし、保健師は21歳~30歳、 児童福祉司は22歳~34歳、獣医師 は24歳~34歳 イ 21歳(平成23年4月1日現在)以 下の者で、4年制大学等を平成 23年3月31日までに卒業又は卒業 見込みの者 2 保健師、栄養士、獣医師、薬剤師、 児童福祉司、環境科学職にあって は、免許・資格取得者(取得見込 者を含む。)に限る。	2時間 技術系職種(総合土木職を除く) 択一式40題 2時間 総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分
中級採用試験	1 臨床検査技師、診療放射線技師 21歳~26歳 (平成23年4月1日現在) 2 総合土木職 20歳~25歳 (平成23年4月1日現在) 3 総合土木職にあっては、大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と 認められる大学校等を卒業した者 又は卒業する見込みの者などその 在学期間が2年を超える者を除く。 4 総合土木職以外の職にあっては、 免許取得者(取得見込者を含む。) に限る。	第1次試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 総合土木職以外 択一式40題 2時間 総合土木職 択一式40題 (一部選択解答制) 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 第2次試験 口述試験 個別面接①及び個別面接② 適性検査
初 級 採用試験	18歳~24歳 (平成23年4月1日現在) 大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者を除く。 定時制・通信制高校在学中の者(既に高卒以上の学歴を有する者を除く。)に限り、18歳~30歳の者。	総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間
経 験 者 採用試験 (上級)	28歳〜34歳 (平成23年4月1日現在)	第1次試験 - 般常識試験 択一式40題 2時間 論文試験 2題 各900字 2時間 第2次試験 「口述試験 個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験 適性検査

(エ) 平成22年度の各競争試験の実施状況

試 験	""	採用	由日本地	第1次記	試験	第 2 次 默	最終	競 争率	採用	辞 退
区分	職種	予定数	申込者数	受験者数:A	合格者数	第 2 次 試 験 受験者数	最 終 者 B 数 : B	親 尹榮 (A/B)	者 数	者 数
	一般事務職	人 35	人 918	人 635	人 121	人 94	人 37	倍 17. 2	人 29	人 8
	警察事務職	12	148	119	42	36	14	8. 5	13	1
	教育事務職	20	192	154	66	62	22	7.0	19	3
上	保 健 師	2	25	22	6	5	2	11.0	2	0
	栄 養 士	2	75	55	6	6	3	18. 3	3	0
	獣 医 師	5	13	11	11	9	5	2. 2	4	1
	薬 剤 師	6	30	22	18	16	6	3. 7	5	1
	児童福祉司	3	19	16	9	9	3	5. 3	3	0
	心理判定員	1	40	24	4	3	1	24.0	1	0
	農学職	5	84	58	15	13	5	11.6	4	1
	林 学 職	2	28	21	6	5	2	10.5	2	0
	水 産 職	1	20	12	4	4	1	12.0	1	0
	環境科学職	2	58	36	6	5	2	18.0	2	0
	総合土木職	12	63	45	36	32	12	3.8	10	2
級	建 (一般)	4	32	20	12	11	4	5. 0	4	0
	建 (一般) 築 (警察)	1	2	2	2	2	1	2.0	1	0
	電 気 職	1	22	11	4	3	1	11.0	1	0
	小中学校事務職	18	181	143	60	57	20	7. 2	17	3
	計	132	1,950	1, 406	428	372	141	10.0	121	20
中	臨床検査技師	7	37	31	27	22	9	3. 4	7	2
	診療放射線技師	4	29	26	12	12	4	6. 5	4	0
級	総合土木職	1	8	4	3	3	1	4.0	1	0
///	計	12	74	61	42	37	14	4. 4	12	2
	一般事務職	9	117	98	27	27	11	8.9	9	2
初	警察事務職	4	52	49	15	15	5	9.8	2	3
	教育事務職	6	62	50	21	21	7	7. 1	7	0
,_	総合土木職	1	3	1	1	1	1	1.0	1	0
級	小中学校事務職	11	140	101	48	46	16	6.3	15	1
	計	31	374	299	112	110	40	7. 5	34	6
経験	一般事務職	5	459	334	15	15	5	66.8	4	1
経験者(上級)	総合土木職	2	53	40	9	9	3	13. 3	3	0
級	計	7	512	374	24	24	8	46.8	7	1
合	計	182	2,910	2, 140	606	543	203	10.5	174	29

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職 $1\sim2$ 級、看護職 $1\sim4$ 級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

(ア) 採用選考実施状況 (職級別)

人事委員会が平成22年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政耶	戠										(人)
任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局教育委員会	(4) 6 (5) 5	2 0	79 10	1	2 21	1 17	4 2	1 0	2	0	(4) 98 (5) 55
警察本部	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3
病院局	(10) 10	0	12	0	0	0	0	0	0	0	(10) 22
計	(19) 21	2	101	1	25	18	7	1	2	0	(19) 178

b 研究耶	戠					(人)
任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
教育委員会警察本部	0	(1) 1 (2) 2	0	0	0	(1) 1 (2) 2
計	0	(3)	0	0	0	(3)

c 医師・	(人)		
任命権者	3級	4級	計
病 院 局	11	6	17

d 警察軍	戠								(人)
任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	1	12	8	3	9	6	5	5	49

※ () 内は公募による採用選考試験により選考を行った者を内書きした。

[※] 病院局の公募による採用選考試験により選考を行った者のうち、1名は平成21年度採用選考試験合格者(平成22年度に臨床工学技士の免許を取得)

(イ) 平成22年度職員採用選考試験実施状況

(1) +19	,22十1文4	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,	H-1-3/1/2/	,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>			採用	受験	合格	採用	辞退
実 施	日		職	È		種	区分	予定				
								者数	者数	者数	者数	者数
								人	人	人	人	人
22. 8.20		埋蔵	文化財	技師			上級	1	51	1	1	0
		理化	学職(法医)]]	1	31	1	1	0
		理化	学職(心理)			"	1	18	1	1	0
		児童	自立支	援専門	員		"	2	2	2	2	0
		研究	損 (古	爬虫両	i生類学)	IJ	1	1	1	1	0
		理学	療法士				中級	1	16	2	2	0
		作業	療法士				IJ	3	10	4	4	0
		臨床	工学技	士			IJ	3	15	3	2	1
		海技	職				初級	2	8	2	1	1
22. 11. 17		事務	職(身	体に障	害のあん	る人対象)	初級	4	21	4	3	1
23. 2.14		学芸	:員(近	:現代美	術)		上級	1	34	1	1	0
		作業	療法士	•			中級	1	7	1	1	0
			工学技				IJ	3	19	5	5	0
		海技		_			初級	1	1	1	1	0
		合			計		•	25	234	29	26	3
		う	ち	上	級			7	137	7	7	0
		う	ち	中	級			11	67	15	14	1
		う	ち	初	級			7	30	7	5	2

(ウ) 技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験

a 人事委員会が実施したもの

実 施 日	職	種	受験 者数	合格 者数	備 考
			人	人	
22. 10. 17	一般事務職	我	61	32	
(第1次試験)	教育事務職	我	1	0	知事、教育委員会
22. 11. 18	栄 養 🗄		2	0	和 争、 教 月 安 貝 云
(第2次試験)	農学和	哉	4	2	
(外2)(四次)	総合土木耶	哉	10	3	

b 任命権者が実施したもの

実 施 日	職	種	受制者			備	考
20 0 1				人	人		
22. 8. 1	機械	戈職		3	3 矢	中事(企画)	県民部)
	電気	〔職		7	7	IJ	
	農学	牟職		22	17 矢	中事 (農政	環境部)
22. 11. 28	畜産	至職		29	26	"	
22. 11. 29	林学	全職		3	1	"	
	水産	至職		1	1	"	

(工) 警察官採用選考試験

警察官については、警察本部において県内では3回、県外では中国、四国、九州の11県との共同方式により、採用選考試験を実施した。

a 平成 22 年度警察官採用選考試験実施状況(県内試験)

	a 十次22 千皮喜亲自体用选为此款关心状况(朱内此款)									
実 施 日	区 分	採用	申 込	1次試験	1次試験	2次試験	最終合	競争率	採用	辞 退
大 旭 口		予定者数	者 数	受験者数	合格者数	受験者数	格者数	況 尹 平	者 数	者 数
		人	人	人	人	人	人	倍	人	人
	A	463	4, 434	3, 763	1,779	1,571	395	9. 5	265	49
	В	150	2, 549	2,070	718	626	171	12. 1	123	26
	女性 A	40	433	368	86	72	13	28.3	11	2
22. 5. 9	女性 B	20	324	283	48	45	7	40.4	5	2
22. 9.19	(中国語)	2	2	9	8	7	0	0.0	0	0
23. 1.16	情報	2	2	14	13	8	1	14.0	1	0
	武道 A	8	32	31	29	28	17	1.8	15	2
	武道 B	0	9	9	9	9	1	9.0	1	0
	合計	685	7, 785	6, 547	2,690	2, 366	605	10.8	421	81

b 平成 22 年度警察官採用選考試験実施状況 (県外試験)

区 分	採 用 予定者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最 終 合格者数	採用者数	辞退者数
	人	人	人	人	人	人	人
А	33	1,308	958	87	24	17	7
В	22	884	676	92	22	17	5
計	55	2, 192	1,634	179	46	34	12

(才) 看護職採用選考試験 (病院局実施)

実 施 日	募集数	論文受験者数	面 接 受 験 者 数	合格者数	競争率	採 者 数	辞退者数
	人	人	人	人	倍	人	人
22. 7.11	320	294	292	264	1. 1	220	44
22. 10. 2	200	82	80	66	1. 2	62	4
23. 1.23	100	61	61	52	1.2	39	13
合計	620	437	433	382	1. 1	321	61

(3) 職員の昇任

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

行政職3~6級、研究職2~3級、医師・歯科医師職2級、看護職2~4級、警察職2~7級の職員の 選考による昇任の権限は、各任命権者に委任している。

ア 平成22年度の昇任選考の状況 (職級別)

人事委員会が平成22年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

(ア) 行政職

(人)

任命権者	7級	8級	9級	10級	特10級	その他	計
知事部局	111	62	33	14	2	1	223
教育委員会	36	16	1	1	0	0	54
警察本部	3	1	0	0	0	0	4
監査委員	1	0	0	1	0	0	2
企業庁	2	0	1	0	0	0	3
病院局	12	4	2	0	0	0	18
計	165	83	37	16	2	1	304

(イ) 研究職

(人)

任命権者	4 級	5 級	計
知事部局	6	11	17
警察本部	0	1	1
計	6	12	18

(ウ) 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3 級	4 級	計
知事部局	2	2	4
病 院 局	20	11	31
計	22	13	35

(エ) 看護職

(人)

任命権者	5 級	6 級	7 級	盐
病院局	2	0	1	3

(才) 警察職

(人)

任命権者	8 級	9 級	計
警察本部	35	26	61

(4) 広報等の取り組み

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(ア) 大学等での試験説明会

京阪神地域や、関東・東海・中国・四国ブロック等の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会(学外者も参加可能)を実施している。

- a 京阪神地域:平成22年度は延べ21カ所で開催し、793人が参加した。
- b 京阪神地域以外:平成22年度は延べ8カ所で開催し、159人が参加した。

(イ) 職員ガイダンス

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学を行うガイダンスを実施している。

対 象	実施日	参加人数
	22.11. 5	人
上級採用試験受験者対象	22.11. 8	394
	22.11. 9	
中級•初級採用試験受験者対象	22. 7. 30	人
17/100 1/07/1001 17/100	22.1.00	69

(ウ) 企業主催の就職説明会への出展等

民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力を PRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内1回 大阪市内2回 京都市内1回	人 332
公務員予備校での説明会	神戸市内2回 大阪市内1回	人 152

イ 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

- ・動画による知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、 試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成22年度は約17万件のアクセスがあった。
- ・上級、中・初級、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考の受験申込書をダウンロードし、郵送又は持参により申し込めるようにしている。平成22年度はこれによる申込者数が927人で、申込者数全体の31.5%を占めた。また、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成22年度はこれによる申込者が1,060人で、申込者数全体の36.1%を占めた。

ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。平成22年度は15回の配信を行い、発行部数は約2,600部である。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。 本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかに ついて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員の給与実態調査

人事行政の適正な運営を図るための資料とし、民間給与との比較検討を行うため、平成22年4月1日に在職する職員(技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。)について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 調査項目

(ア)給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(イ) 諸 手 当

イ 調査結果の概要

(ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分	適用	平均	平均経験		学歴別人	員構成比		性別 構成	
給料表	人員	年齢	年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職	8, 924	43. 7	22. 2	64. 5	8. 7	26. 7	0. 1	67. 4	32.6
研究職	230	44. 7	21.7	100.0	_	_	_	91. 7	8.3
医師•歯科医師職	37	47.6	23. 2	100.0	_	_	_	67. 6	32. 4
看護職	5	52. 2	32. 2	_	60.0	40.0	_	0.0	100.0
警察職	11, 264	38. 7	17.8	47.3	4. 5	48. 2	_	93. 6	6.4
大学教育職	557	47.8	23. 9	96.6	3. 4	_	_	79. 5	20.5
高等学校教育職	8, 151	45. 9	23. 2	93. 4	4. 7	1.9	_	65. 2	34.8
中・小学校教育職	24, 297	43. 5	20. 9	90. 7	9. 3	_	_	47. 3	52. 7
全給料表	53, 471	42. 9	20. 9	77. 7	7. 4	14. 9	0.0	63. 7	36. 3

⁽注) この表に示す人員の他、任期付研究員が3名、特定任期付職員が1名、一般任期付職員が2名いる。(イ) において同じ。

(イ) 給料表別平均給与額

	一人当た			内			訳			
給料表	り平均 給与総額	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職 手当	その他の 手当		
	円	円	円	円	円	円	円	円		
行 政 職	410, 758	345, 141	11, 388	23, 741	4, 709	15, 443	7, 734	2,602		
研究職	464, 621	388, 216	14, 809	23, 372	6, 094	18, 513	10, 028	3, 589		
医師•歯科医師職	912, 583	502, 914	11, 095	88, 215	5, 014	14, 583	78, 250	212, 514		
看 護 職	440, 958	381, 602	10,800	31, 295	1,000	16, 261	0	0		
警察職	397, 957	331, 026	13, 991	24, 727	4, 849	15, 081	1, 068	7, 215		
大学教育職	527, 736	(12, 059) 460, 131	12, 244	27, 461	9, 204	14, 871	3, 536	289		
高等学校教育職	479, 050	(20, 915) 406, 790	11, 381	24, 658	4, 687	10, 814	2, 416	18, 305		
中・小学校教育職	436, 771	(15, 105) 377, 708	7, 831	23, 164	5, 023	7, 871	4, 456	10, 718		
計	432, 101	(10, 177) 367, 868	10, 341	23, 910	4, 931	11, 227	4, 044	9, 780		

(注) () 内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間の給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 平成22年5月1日から6月18日まで
- (イ) 調査対象 平成22年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された1,850事業所
- (ウ) 対象職種 78職種(行政職相当職種22職種、その他の職種56職種)
- (エ) 調査人員 初任給関係1,045人(行政職に相当する調査実人員947人)、初任給関係以外の調査職種16,763人(行政職に相当する調査実人員14,426人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は123,520人であり、行政職に相当するものは95,910人である。)

(才) 抽出方法

- ・事業所 (イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、420事業所を無作為に抽出した。
- ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数であるときは抽 出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産業分類	規模計
産業計	368
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	26
製	194
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	55
卸 売 業 、 小 売 業	32
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	16
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	45

(イ) 職種別給与額等(事務・技術関係職種)

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A) - (B)
支 店 長	49.9歳	798, 418 円	1,369 円	797, 049 円
工 場 長	51.5歳	628, 819 円	1,860円	626, 959 円
事務部長	51.9歳	643, 362 円	741 円	642,621 円
技 術 部 長	50.7歳	649,778 円	1,325 円	648, 453 円
事務部次長	50.7歳	579, 345 円	1,672 円	577,673 円
技術部次長	50.0歳	572,904 円	1,182円	571,722 円
事務課長	47.1歳	545, 170 円	7, 188 円	537, 982 円
技 術 課 長	45.7歳	540, 457 円	7,099 円	533, 358 円
事務課長代理	45.3歳	489, 682 円	33, 482 円	456, 200 円
技術課長代理	48.7歳	497, 452 円	13,821 円	483,631 円
事務係長	43.2歳	428,902 円	45, 207 円	383, 695 円
技 術 係 長	43.1歳	436,870 円	51, 206 円	385, 664 円
事務主任	41.0歳	387, 405 円	38,907 円	348, 498 円
技 術 主 任	39.3歳	413,747 円	39, 451 円	374, 296 円
事務係員	36.3歳	318,940 円	34,077 円	284, 863 円
技 術 係 員	33.9歳	341,921 円	55,696 円	286, 225 円

(ウ) 学歴別初任給

職種	学歴	金額
新卒事務員・技術者	大学卒	197, 419円
	短大卒	174, 668円
	高校卒	158, 302円

⁽注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13, 759 円
配偶者と子1人	20, 349 円
配偶者と子2人	26, 726 円

⁽注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月15日、議会及び知事に、職員の給与等について報告を し、併せて給与の改定等について所要の措置をとられるよう勧告した。

概要は「平成22年給与勧告等について」(27ページ~29ページ)のとおり。

(4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況	
給料表	国の俸給表に準じて改定 (若年層及び医師職は据え置き)	勧告どおり。 平成23年4月1日から実施	
住居手当	自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当について引下げを行う。(月額2,500円→1,600円)	勧告どおり。 平成22年12月6日から実施	
期末・勤勉手 当	年間支給月数の引下げを行う。 (現行4.15月→3.95月)	勧告どおり。 平成22年12月6日から実施	

平成22年給与勧告等について

給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引下げ

- ~月例給と期末・勤勉手当の同時引下げは2年連続で、期末・勤勉手当は 47年ぶりに4月割れ/平均年間給与は△9.0万円(△1.4%)~
- 1 給与抑制措置前の較差△727円(△0.17%)を解消するため、月例給の引下げ改定 - 給料月額及び自宅に係る住居手当を引下げー
- 2 期末・勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (△0.20月)

本委員会は、10月15日、職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとられるよう勧告した。

1 公民較差(行政職)

本県において給与抑制措置が講じられていることにより、職員給与が民間従業員給与を19,938円(5.04%)下回っているが、給与抑制措置前の比較では、職員給与は民間従業員給与を727円(0.17%)上回っている。

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A) - (B)	備考
415, 573円	416, 300円	△727円(△0.17%)	給与抑制措置前
	395, 635円	19,938円 (5.04%)	給与抑制措置後

2 給与の改定等

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とする。

(1) 月例給

ア 給料表等

給料表は国の俸給表に準じて引下げ(若年層及び医師職は据え置き)

※給与構造改革の給料表引下げ改定に伴う経過措置による額(現給保障額)について、 給料表の職務の級及び号給ごとの改定率を考慮して引下げ

イ 自宅に係る住居手当

国においては、既に制度が廃止されたことから、早期に見直しを行うことが適当であり、本年度においても、給料表等の改定とあわせ、公民較差を解消するための引下げを行う必要がある。

「手当月額900円引下げ:現行2,500円→1,600円]

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数の引下げ:現行4.15月分→3.95月分(12月期を△0.20月) 「一般職員の場合の支給月数]

一般	職員	6月期	12月期	計
22年度	22年度 期末手当		1.35月 (現行1.50月)	2.60月 (現行2.75月)
勤勉手当		0.70月 0.65月 (現行0.70月)		1.35月 (現行1.40月)
言口	計		2.00月 (現行2.20月)	3.95月 (現行4.15月)
23年度	23年度 期末手当		1. 375月	2.60月
勤勉手当		0.675月	0.675月	1.35月
計	+	1.90月	2.05月	3.95月

(3) 改定の実施時期等

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、国家公務員の改定に準じ、遡 及することなく実施する必要がある。[条例の公布の日]

なお、人事院勧告で、年間給与で民間との均衡を図るために期末手当で行われることとされている調整 措置については、国及び本県の実情を考慮し、必要な措置を講じることが適当である。

(4) その他の課題

ア 勤務実績の給与への反映

各任命権者において取組が進められているところであるが、引き続き、取り組んでいく必要 がある。

イ 給与構造改革

人事院は、今後も、地域間給与配分の見直し等について最終的な検証を行うとしている。 また、高齢層職員の給与の見直しについても検討することとしており、今後の国の動向に留 意していきたい。

[参考] 職員1人当たりの改定状況 (行政職:平均年齢 43.7歳、平均経験年数22.3年)

	月例給与	期末•勤勉手当	年間給 与	年間給与の増減
改定前	395, 635円	4. 15月	6, 421, 000円	Δοο οοοΠ
改定後	394, 929円	3.95月	6, 331, 000円	$\triangle 90,000$ 円 ($\triangle 1.4\%$)

3 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ・引き続き、超過勤務の縮減に向けた実効性が上がる取組を進め、勤務時間の縮減に一層取り組んでいく 必要がある。
- ・休暇の活用促進に関しては、年次休暇の取得しやすい職場環境づくりをさらに進めるなど、管理監督職が率先して、引き続き取り組む必要がある。

(2) 職員の健康管理

- ・メンタルヘルス対策の取組の一層の推進を図る必要があり、心の健康に関して、管理監督職は、働きがいのある風通しの良い職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。
- ・病気休暇について、人事院は、病気休暇制度の見直しを行うこととしており、国及び他の都道 府県の動向を考慮しつつ、病気休暇制度について検討する必要がある。

(3) 男女共同参画の推進

・女性職員の能力発揮や計画的な育成、管理職等への登用や男性職員の育児休業等の取得促進をはじめとした子育て支援などの取組を引き続き推進していく必要がある。

(4) 人材の確保等

- ・職員の採用においては、本県が求める人材の確保に努めていく必要がある。
- ・人事院は、日々雇用の仕組みを廃止し、期間業務職員制度を設け、引き続き任用された期間が 1年に満たない職員等を除いた非常勤職員について、育児休業等をすることができるよう意見の 申出を行っており、国の非常勤職員と同様の任用・勤務形態にある職員については、所要の措置 をとる必要がある。

4 高齢期の雇用

・人事院は、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当とし、定年延長に伴う給与制度の見直しとして、60歳台前半の職員について、具体的な給与水準等を設計し、あわせて、50歳台後半層を中心とする50歳台の給与の在り方について検討することとしており、本年中を目途に意見の申出を行うこととしている。

本県においても、定年延長について検討を進める必要がある。具体的には、人事院が本年中に 行うこととしている意見の申出を踏まえた国の検討状況及び他の都道府県の動向に留意しながら、 50歳台後半層の給与のあり方を含め、公務における高齢期の雇用について検討する必要がある。

5 労働基本権に係る基本的な論点

・人事院は、労働基本権問題の議論に向けて基本的な論点を整理し、提示したところであり、国の動向に留意する必要がある。

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則 (昭和39年人事委員会規則第15号) に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認 めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

イ 平成22年度の処理状況

平成22年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件、新規要求 事案ともになかった。

区分	平成21年度末 (22.3.31)	平成22	平成22年度		
	係属件数	新規要求件数	終結件数	(23.3.31) 係属件数	
給 与	0	0	0	0	
勤務時間	0	0	0	0	
休 暇	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	

(2) 不利益処分に関する不服申立て

ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立制度は、地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、その不服を申し立てることができるものである。

人事委員会は、申立てのあった事案について、不服申立審査規則(平成10年人事委員会規則第7号)に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

イ 平成22年度の処理状況

平成 22 年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件が 3 件、新規申立てはなく、係属案件のうち 2 件は処理が終了したが、1 件が平成 23 年度への繰越となった。

	□ /\	平成21年度末	平成2	22年度	平成22年度末	平成22年度
	区 分	(22. 3. 31) 係属件数	申立件数	終結件数	(23. 3. 31) 係属件数	口頭審理 開催回数
分	免 職	1	0	0	1	2
限	休 職	0	0	0	0	0
処	降 任	0	0	0	0	0
分	降 給	0	0	0	0	0
懲	免 職	2	0	2	0	5
戒	停職	0	0	0	0	0
処	減 給	0	0	0	0	0
分	戒 告	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計	3	0	2	1	7

ウ 平成22年度の裁決事案の概要

申立年月日	平成20年 5月22日
事案の概要	県立大学教授が、大学院博士後期課程の受験希望の女性を数回、深夜まで飲酒に付き合わせ、わいせつな言動を繰り返し行うとともに、当該女性が入学後、違法な空バイトを依頼し、精神的な苦痛と不安感を与えるなどのハラスメント行為及び研究倫理違反を行ったとして懲戒免職処分となり、その処分の取り消し又は
	修正を求めたもの。
裁決年月日	平成22年11月11日
審理結果	棄却

申立年月日	平成21年 9月 7日
事案の概要	小学校教諭が、女子高生にわいせつな行為を行ったとして、懲戒免職処分とな
	り、その処分の取り消し又は修正を求めたもの。
裁決年月日	平成23年 1月27日
審理結果	棄却

(3) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して地方公務員法第28条に規定する分限処分又は同法第29条に規定する懲戒処分を行い、同法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手続及び効果に関する規則(昭和35年人事委員会規則第16号)第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出することとされている。

イ 平成22年度の処理状況

人事委員会に報告のあった平成 22 年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が 0 件、懲戒処分 が 44 件であった。

<u></u> 処分者		知	事	教育多	委員会	警察不	本部長	= =	+
		21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
	免 職	0	0	1	0	0	0	1	0
分四	休 職	0	0	0	0	0	0	0	0
限処	降任	0	0	0	0	0	0	0	0
分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0
73	計	0	0	1	0	0	0	1	0
沙步	免 職	0	1	2	4	3	3	5	8
懲戒	停職	1	2	6	12	3	4	10	18
処	減 給	1	1	4	4	8	3	13	8
分	戒 告	0	0	8	7	1	3	9	10
),)	計	2	4	20	27	15	13	37	44
合	計	2	4	21	27	15	13	38	44

4 職 員 団 体

(1) 職員団体の登録

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第52条第1項により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、地方公務員法第53条1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例(昭和41年兵庫県条例第43号)第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については当人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。
- ③ 職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(平成23年3月31日現在)

			(17	4X20 T 0/10	-11. 201337
職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
柳貝凹作泊		連合体	単位団体	有	無
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4		0	0	
兵庫県教職員組合	昭41.10.4		0	0	
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4		0	0	
兵庫県立大学西地区教職員組合	昭42. 6. 7		0		\circ
兵庫県立大学東地区教員組合	昭43. 8.16		0		0
兵庫県学校事務労働組合	昭56. 4.23		0	0	
兵庫県自立教育労働者組合	昭57. 4.20		0		\circ
兵庫県教職員連盟	昭63. 2.23	0			0
加 印 教 職 員 組 合	平 2. 2. 8		0	0	
兵庫高等学校教職員組合	平 2. 3.12		0	0	
但 馬 教 職 員 組 合	平 2. 3.12		0	0	
兵 庫 教 職 員 組 合	平 2. 3.12	0		0	
丹 有 教 職 員 組 合	平 2. 5.10		0		0
西播教職員組合	平 2. 6.11		0		0
淡路 教職員 組合	平 2. 7. 2		0		0
北播教職員組合	平 2. 7. 2		0	0	
兵庫県立大学教職員組合	平16. 8. 9	0			0

イ 変更登録の状況

職員団体の登録に関する条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成22年度における変更状況は、次のとおりである。

			内	訳	
登録団体数	変更届出件数	7		登録事項	ĺ
		規約	名 称	所在地	役 員
17	18	1	0	0	17

(2) 管理職員等の範囲

地方公務員法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を 担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年人事委員会規則第9号)で定めており、平成22年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(平成23年3月31日現在)

機 関					(平成23年3月31日現在)
÷+					職
議	会	事	務	局	1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 主幹 課
					長補佐(秘書又は人事労務を担当するものに限る。)
,					2 総務課の秘書係長及び総務係長
知	本			庁	1 防災監 会計管理者 理事 部長 総合政策室長
事部					副防災監 ものづくり教育参事 観光参事 医監 局
局局					長 知事室長 政策室長 出納局長 公館長 住宅参
/4)					事 監察医務官 課長 室長 参事 隊長 不正軽油
					特別対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官
					食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員相談
					員 主任技術専門員(人事労務を担当するものに限
					る。) 副課長 副室長 主幹 研究参事 課長補佐
					(人事労務を担当するものに限る。) 副隊長
					2 企画県民部企画財政局総務課、健康福祉部社会福祉
					局総務課、産業労働部政策労働局総務課、農政環境部
					農政企画局総務課、県土整備部県土企画局総務課及び
					会計課の各総務係長
					3 秘書課の課長補佐及び係長
					4 財政課の課長補佐及び係長
					5 税務課の管理係長
					6 人事課の係長、主査及び主任
					7 職員課の係長、主査及び主任(いずれも職員団体に
					関する事務を担当するものに限る。)
					8 管財課の係長(庁舎管理又は車両管理を担当するも
					のに限る。)
					9 水産課の船長
	兵庫県.	民総合相			所長 次長 参事
	兵 庫	陶 芸	美術	育館	館長 副館長 参事 主幹
	県立男:	女共同参	き画セン	ター	所長 副所長 主幹
	県	民		局	局長 副局長 総務室長 県民室長 参事 事務所長
					副室長 但馬長寿の雑長 但馬文教府長 文化会館長
					生活科学センター所長 農業改良普及センター所長 土
					木事務所の室長 但馬長寿の郷の管理部長 副所長 副
					館長 主幹 総務防災課長 企画管理課長 防災専門官

所長 次長 副所長
所長 次長 副所長 主幹 総務課長
1 所長 室長 主幹 健康管理課長 2 職員診療所長
館長
学長 副学長 教授(大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。) 事務局長 事務局副局長 総務部長 企画調整部長 学務部長 事務部長 事務部次長 主幹 総務課長 企画課長
1 センター長 部長 管理課長2 消防学校長 副校長
所長 副研究所長 センター長 副センター長 部長 主幹 総務課長
所長 副所長 主幹
1 館長 副館長 主幹 総務課長2 幼児教育センター所長 主幹
所長 調整参事 副所長 主幹 総務課長
所長 副所長 総務課長
園長 参事 副園長 主幹 総務課長
1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長 2 看護部長
1 所長 副所長 主幹 総務課長2 食肉衛生検査所長
1 所長 副所長 総務課長2 動物管理事務所長3 支所長
所長 参事 副所長
所長 副所長
所長 次長 主幹
1 所長 次長 部長 総務部次長 主幹 総務課長 2 工業技術支援センターの所長及び副所長
1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長 2 豊岡高等技術専門学院長 副学院長
学院長 副学院長 総務課長
学院長 副学院長 総務課長
校長 副校長 総務課長
所長 副所長 主幹
1 所長 次長 部長 主幹 総務課長
2 農業大学校の校長及び副校長
3 技術センターの所長 部長 部次長 病害虫防除所
長 但馬水産技術センター所長 内水面漁業センター
所長 副所長 主幹 船長及び但馬水産技術センター 研究主幹
所長 副所長 主幹 総務課長
所長 次長 部長 主幹 総務課長
学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課 長

教育委員会	事務局	本	1 教育長 教育次長 課長 室長 参事 副課長 主 幹 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 課長補佐(人事労務を担当するものに限る。) 2 総務課の総務係長、人事係長、企画・行政係長、主 査(秘書又は人事労務を担当するものに限る。)及び 人事係の主任 3 財務課の財務係長及び学校管理係長 4 教職員課の係長、管理主事、指導主事、主査及び主
		教 育 事 務 所	任 所長 教育振興室長 副所長 主幹 総務課長 教職員 課長 教育振興課長 主任管理主事 管理主事
	県	立 学 校	1 校長 副校長 教頭 事務長 2 分校長 3 船長
	県立特	寺別支援教育センター	所長 副所長 総務課長
	県 立	南但馬自然学校	校長 副校長 総務課長
	県 立	但馬やまびこの雛	所長 副所長 総務課長
	県 立	文教育研修所	所長 部長 参事(教育委員会が人事委員会と協議して 定めるものに限る。) 総務課長
	県	立 美 術 館	館長 副館長 館長補佐 総務課長
	県	立 図 書 館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立	工 歴 史 博 物 館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県 立	人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立:	コウノトリの鄭公園	園長 副園長 総務課長
	県 立	大考古博物館	館長 副館長 部長 主幹 総務課長
選	挙 管 玛	里 委 員 会 事 務 局	書記長
人	事 委	員 会 事 務 局	局長 次長 課長 参事 副課長 主幹 課長補佐 係 長 主査
監	査 雰	委員 事務 局	月 月長 次長 課長 副課長 主幹 課長補佐 係長
一 労	働委	員 会 事 務 局	1 局長 課長 参事 副課長 2 総務調整課の総務係長
収	用委	員 会 事 務 局	局長 主幹
瀬戸	□内海海□	区漁業調整委員会事務局	局長 次長

備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。

2 本庁とは、行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第2章及び兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)第2章に規定する組織をいう。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及び船員法(昭和 22 年法律第 100 号)が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第 1 第 11 号及び第 12 号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

平成23年3月31日現在、県の事業場は362事業場であり、次表のとおり、人事委員会の所管が323事業場、労働局・労働基準監督署の所管が39事業場となっている。

(平成23年3月31日現在)

所管	号別	部局	事 業 場 名
	第12号(教育・ 研究) [190]	知事[16]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 県立大学 広域防災センター 県立健康生活科学研究所 県立こどもの館 県立総合衛生学院 県立工業技術センター 県立 但馬技術大学校 県立高等技術専門学院[3] 兵庫障害者職業能力開発校 県立農林水産技術総合センター (県立林業研修館を含む。) 森林動物研究センター 県立淡路景観園芸学校
人		教委[173]	県立学校[163] 県立特別支援教育セルター 県立南但馬自然学校 県立但馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴史博物館県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考古博物館
事		警察 [1]	警察学校
委員会[323]	別表第1に 該当しない	知事 [61]	本庁(職員健康管理センターを含む。) 兵庫県民総合相談センター 県立男女共同参画センター 県民局[10] 但馬長寿の郷 県税事務所[11] 但馬文教府 文化会館[2] 生活科学センター[5] 農林振興事務所[4] 農林水産振興事務所[6] 但馬空港管理事務所 東京事務所 職員会館 こども家庭センター[5] 県立女性家庭センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 県立精神保健福祉センター 旅券事務所家畜保健衛生所[3]
	官公署[133]	教委 [7]	事務局本庁 教育事務所[6]
		警察 [57]	本庁 機動捜査隊 機動パトロール隊 鉄道警察隊 運転免許課 運転免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署[48]
		その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委 員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局[2]
基労準働	第3号(土木・ 建設) [15]	知事 [15]	土木事務所[13] 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
監局 督·	## 10 □ / /□ h-h	知事 [15]	健康福祉事務所[13] 中央こども家庭センター保護第1課・保護第2課 県立明石学園
署労働	第13号(保健衛生) [24]	教委 [9]	特別支援学校寄宿舎[9]
[39]			

- (注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。
 - 2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管
 - 3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成22年度に行った主な許認可及 び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(ア)	解雇予告除外認定	4	件
(イ)	時間外労働・休日労働に関する協定届	43	件
(ウ)	宿日直勤務許可	136	件
(エ)	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	7	件
(才)	機械等の設置届	1	件